

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のためのAIMR行動指針（BCP）

修正日時：2021年1月8日16:00

段階	①オンサイトでの研究活動	②出張	③研究会集・イベント	④研究支援体制	⑤学外者の入館
0 通常					
1 一部制限	<p><b>感染症防止対策チェックシートの各項目の実施を徹底した上で、AIMR建物内における研究活動を行う。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各研究室への立ち入り情報を記録する。</li> <li>研究室内における人の配置を<b>25平方メートルあたり、原則5人</b>までとする。ただし、独立した居室・実験室（注6）に1名のみ在室する場合は面積による制限を満たしているものとする。</li> <li>研究室の状況によりこの基準によることが適切でない場合は、別途研究室ごとの基準を作成し、<b>AIMR対策本部と相談の上、確認</b>を受ける。</li> </ul>	<p>海外出張：中止を強く要請 国内出張：感染対策を十分に取った上で可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施の可否は各自の判断にのみ拠るものであるが、出張先が警戒地域（注5）の場合、AIMR対策本部から出張自粛や帰任後の経過観察（在宅勤務）を提案する場合がある（任意であり強制はしない）。</li> <li>移動先の感染状況と対策等を確認の上、全学の「出張についての注意事項」を参考に十分注意して活動する。</li> </ul>	<p><b>催事等開催時のガイドライン</b>に基づき実施する。</p>	<p>感染拡大に最大限の配慮をして、必要な業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>係等毎に適宜判断の上、在宅勤務または時差出勤を活用する。</li> </ul>	<p>オンサイトでの研究活動及び研究支援体制に必要な学外者のみ入館可能。（注8、9）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入館予定者には入館時までに「AIMR入館記録」に必要情報を記入してもらった上で、退館時に安全衛生管理室に提出してもらう。</li> </ul>
2 制限－小	<p><b>同上。</b>ただし、面積による制限を<b>25平方メートルあたり、原則3人</b>までとする。ただし、独立した居室・実験室（注6）に1名のみ在室する場合は面積による制限を満たしているものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究室の状況によりこの基準によることが適切でない場合は、別途研究室ごとの基準を作成し、<b>AIMR対策本部と相談の上、確認</b>を受ける。</li> </ul>	<p>海外出張：原則禁止 国内出張（<b>警戒地域以外</b>）：可能 国内出張（<b>警戒地域</b>）：原則禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特例については<b>所長の許可</b>を必要とする。</li> <li><b>警戒地域以外</b>の地域との往來の際に、<b>警戒地域</b>を必要最小限経由することは可能。</li> <li>特例による<b>警戒地域</b>との往來後1週間は在宅勤務、その後1週間は経過観察期間とする。</li> </ul>	<p>原則オンライン開催とする。ただし、小規模（参加者50人以下）かつ研究会集等の性質上対面での実施を必要とするもので<b>所長の許可</b>を得た場合は、<b>催事等開催時のガイドライン</b>に基づき対面式で実施できる。</p>	<p>感染拡大に最大限の配慮をして、必要な業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>係等毎に適宜判断の上、在宅勤務または時差出勤を活用し、大学が要請する出勤率の目安を全体として達成することを目指す。</li> </ul>	<p>オンサイトでの研究活動及び研究支援体制に必要な学外者のみ入館可能だが、<b>入館者とのアポイントメントを事前にとる必要がある。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入館までの手順はレベル1と同じ。</li> <li>警戒地域からの来訪に関しては、事前に<b>AIMR対策本部に相談し、確認</b>を受ける。</li> </ul>
3 制限－中	<p><b>同上。</b>ただし、面積による制限を<b>25平方メートルあたり、原則1人</b>までとする。ただし、独立した居室・実験室（注6）に1名のみ在室する場合は面積による制限を満たしているものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究室の状況によりこの基準によることが適切でない場合は、別途研究室ごとの基準を作成し、<b>AIMR対策本部と相談の上、確認</b>を受ける。</li> </ul>	<p>海外出張：原則禁止 国内出張：原則禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特例の許可、及び出張後の手順については同上。</li> </ul>	<p>原則オンライン開催とする。</p>	<p>大学が要請する出勤率の目安を各係等が達成するために必要な在宅勤務体制とし、その中で可能な範囲の業務を行う。</p>	<p>同上。</p>
4 制限－大	<p><b>AIMR建物内における通常の研究活動を中止する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>限られた業務に従事する研究スタッフは、<b>研究室責任者の許可</b>を得た上で建物へ立ち入ることができる。「限られた業務」とはたとえば、中止することにより大きな研究の損失を被ることになる業務、進行中の実験を終了あるいは中断する業務、実験生物の世話、冷媒の補充、計算機・データサーバの保守・修理など研究環境の維持に必要な不可欠な業務、最終学年の学生及び異動予定の若手研究者等による実験、などが考えられる。</li> <li>建物へ立ち入る場合の面積による制限は、<b>25平方メートルあたり、原則1人</b>までとする。ただし、独立した居室・実験室（注6）に1名のみ在室する場合は面積による制限を満たしているものとする。</li> <li>研究室の状況によりこの基準によることが適切でない場合は、別途研究室ごとの基準を作成し、<b>AIMR対策本部と相談の上、確認</b>を受ける。</li> </ul>	<p>同上。</p>	<p>オンライン開催とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>やむを得ない場合を除き、現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の人数が交代で短時間出勤する体制にし、立ち入り者相互の面談を避ける。</li> <li>その他の職員は原則在宅勤務とする。</li> </ul>	<p>限られた研究活動および研究支援業務に必要な者のみを対象とし、事前に<b>AIMR対策本部に相談し、確認</b>を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入館までの手順はレベル1と同じ。</li> </ul>
5 原則停止	<p><b>AIMR建物内における通常の研究活動を中止する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究機能の最低限の維持に必要な業務に従事する、<b>研究室責任者の許可とAIMR対策本部の確認</b>を得た研究スタッフが、一時的に建物へ立ち入ることができる。たとえば、実験生物の世話、冷媒の補充、計算機・データサーバの保守・修理などが考えられる。</li> </ul>	<p>同上。</p>	<p>同上。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出勤して行わなければならない緊急な業務以外は原則在宅勤務とする。</li> <li>建物の立ち入りには<b>AIMR対策本部の確認</b>を必要とし、立ち入り情報を記録する。</li> </ul>	<p>同上。</p>

注1) この行動指針はAIMR共通を原則とするが、状況に応じたより安全性に配慮した対応を、各研究室および研究支援部門毎に判断することもある。その場合、各部署は事前にAIMR対策本部と相談し、確認を得る。

注2) 在宅勤務での研究活動は、いずれのBCPレベルにおいても感染防止対策に十分に配慮した上で行うことができる。ただしBCPレベル3から5においては、研究支援体制に応じて一定の制約がある。

注3) ラボ棟およびANNEX棟への入館については、金研および多元研の定めるルールに従う。

注4) 状況に応じてAIMR対策本部が独自に、対策の実施を求める場合がある。

注5) <警戒地域>とは、国の指定する緊急事態宣言地域及び各都道府県の指定する感染警戒レベルが最高度の地域、ならびに本部BCPの警戒情報で指定された感染者が多い地域（都道府県）をいう。

注6) 「独立した居室・実験室」とは、個別の空調吹き出し口を備え、天井まで届いた壁（パーティション壁含む）で仕切られた空間をいう。

注7) **催事等開催時のガイドライン** <https://www.wpi-aimr.tohoku.ac.jp/jp/covid-19/> に掲載

注8) 警戒地域からの来訪者の受け入れは、緊急・必要不可欠な案件に限り、感染対策を十分に取った上で実施する。“緊急・必要不可欠”の判断は、受け入れ研究室の研究室責任者が行う。研究室責任者は、判断のための助言をAIMR対策本部から受けることができるが、必須ではない。

注9) 金属材料研究所、多元物質科学研究所及び電気通信研究所との情報共有の必要上、ラボ棟、ANNEX棟及び材料物性棟のAIMR研究室に来訪者がある場合、受け入れ研究室の研究室責任者は、来訪日前日までに来訪者の受け入れに関する情報（来訪日・目的・人数・出発地・移動交通手段・滞在場所）をAIMR対策本部にメールで伝え、情報を共有する。